

平成21年度政策評価書(事後評価)

担当部局：消費者庁食品表示課

評価実施時期：平成22年8月

政策分野：消費者政策

施策	食品表示対策の推進
基本目標	食品表示に関しては、JAS法、食品衛生法及び健康増進法に基づく表示規制を消費者庁が一元的に所管することとなったことから、これら食品表示に関する法律について、一元的な解釈・運用を行うことにより、消費者がメリットを実感できる行政を推進する。
評価方式	実績評価方式

1 施策の概要

(1) 施策の背景・必要性

平成21年9月の消費者庁設置により、消費者に身近な食品表示に関する制度については、消費者庁において一元的に所管することとなり、JAS法、食品衛生法、健康増進法等に基づく表示規制が消費者庁に移管されたところである。

食品の表示は、消費者が食品を選択する際の重要な判断材料であり、適正な表示がなされることが消費者利益の確保のために不可欠である。

このため、JAS法、食品衛生法、健康増進法に関連する表示基準等を的確に企画・運用し、さらにはこれらの法令の違反行為に対して厳正に対処することにより、消費者利益の擁護と増進を図っているところである。

(2) 施策の概要

JAS法、食品衛生法、健康増進法等の食品表示に関する関係法令に基づき、表示基準等の企画・立案を行うとともに、表示違反に対して関係省庁と連携しつつ執行を実施する。

具体的には、以下の施策を講じているところである。

- ① JAS法に基づく品質表示基準の策定・改正を行うとともに、当該基準に基づく適正な表示がなされているか監視を行い、表示違反に対して厳正に対処する。
- ② 食品衛生法に基づく表示基準の改正を行うとともに、表示違反に対して厳正に対処する。
- ③ 健康増進法に基づく栄養表示制度や特別用途表示制度について検討を行い、必要に応じて改正を行うとともに、当該表示制度に係る表示違反や虚偽・誇大な広告に対し

て厳正に対処する。

(3) 施策の予算額

(単位：百万円)

主な施策	平成 21 年度
食品表示適正化推進経費	200

(4) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
—	—	—

2 政策評価の結果

(1) 目標の達成状況

指標	目標値	21 年度	達成度（※）
・食品表示制度の普及・啓発のためのパンフレット作成	2 件	3 件	B：達成できた
・食品表示に係る一元的な相談対応	月平均 1,000 件	月平均 1,500 件	B：達成できた
・所管法律の厳正な執行	違反に対し、厳正に対処する	— 【参考指標】 ・処理件数：88 件 (H21. 9～H22. 3)	C：達成に向けて進展があった

(2) 目標の達成状況の分析

① 食品表示制度の普及・啓発のためのパンフレット作成

平成 21 年度当初におけるパンフレットの印刷計画は、

1) 知っておきたい食品表示

2) アレルギー物質を含む加工食品の表示ハンドブック

の 2 種類を予定していたところであったが、輸入食品の一部について、日本語表示による商品名や原材料名等の記載がないまま販売された可能性があることが判明したため、使用方法等について注意喚起を行うことを目的とした

3) 日本国内で食品を販売する方へ（食品表示に係る外国語標記のチラシ）

を作成し、全3種類のパンフレットを作成したところである。

表示の実態等を踏まえ、適宜、必要なパンフレットを作成・配布したことにより、消費者や輸入事業者を含む食品事業者に対して、食品表示制度の効果的な普及啓発を行うことができたと考えている。

② 食品表示に係る一元的な相談対応

平成21年9月の消費者庁設置により、JAS法、食品衛生法、健康増進法等に基づく表示制度を消費者庁において一元的に所管することとなり、これら法令に基づく食品表示に関する問い合わせに対しては、消費者庁が一元的に対応できる体制となった。

当初予定の目標値以上の相談件数があったことについては、消費者庁設置に伴い、他省庁本省における対応のほか、国の出先機関や地方自治体で対応していた件数が当庁に寄せられたことが考えられる。

③ 所管法令の厳正な執行

JAS法に基づく表示違反に関する疑義情報に対しては、必要に応じて、DNA分析等による表示内容の真正性の確認、事業者に対する立入検査の実施等による事実関係の確認等を行うなどにより、厳正な執行に努めたところであり、消費者に身近な問題である食品の表示の偽装に対して、適切に対処したと考えている。

さらに、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する指導として、平成22年3月に547件の指導を実施したところ、指導した全てにおいて迅速な是正措置が確認されたところであり、健康食品等の虚偽・誇大表示の適正化に対して、適切に対処したと考えている。

また、日本国内で食品を販売する場合には、JAS法及び食品衛生法に基づく日本語による表示が義務付けられているが、日本語の表示がなされていない輸入食品が販売されている実態がみられたため、平成22年1月、消費者庁が4ヶ国語（日、英、韓、中）表記によるチラシを作成し、農林水産省や都道府県の協力を得つつ、食品の輸入・販売に携わる事業者に対し、全国レベルで我が国の食品表示制度の周知を図ったところである。

一方、所管法令の執行に関しては、

- ① JAS法とその他関係法令との効果的な連携体制の構築
- ② 所管法令の執行状況に関する消費者への分かりやすい形での情報提供の実施
- ③ 専任職員が配属されていない健康食品等の虚偽・誇大表示に関する監視・執行についての執行体制の強化

といった執行体制に関する課題がある。

(3) 総合的な評価

食品表示に関する制度について、消費者や食品事業者に対して、分かりやすいパンフレットを作成・配布し、食品表示制度についての正しい知識の普及啓発を図ったところ

であるが、今後は、(2) ③に掲げた課題に対応することにより、執行体制のさらなる強化を図る必要がある。

また、食品表示に関する一元的な相談対応については、食品事業者や消費者からの問い合わせに対して消費者庁において一元的に対応することで、適切で迅速な対応が図れていると考えている。

さらに、食品表示の関連法令に基づき、表示違反行為に対して厳正に対処を行うことにより、適正な食品表示の推進を図った。

3 課題と今後の取組方針

(1) 政策全体の課題と今後の取組方針

食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方について、食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点を把握し、検討を進めることとしている。

なお、食品表示に関する個別課題としては、

- ①加工食品における原料原産地表示の義務付けの拡大
- ②健康食品の表示の在り方
- ③栄養成分の表示の在り方

など、早急な対応を要する喫緊の課題がある。

今後とも、消費者行政の重要な分野である食品表示制度について、食品表示の関係法令の統一的な解釈・運用等を通じて、消費者がメリットを実感できる行政を推進することとする。

なお、消費者基本計画では、平成 22 年度から検討を開始し、平成 23 年度以降、検討結果を踏まえ、食品表示に関する一元的な法律の制定など必要な措置を講じることとしたところである。

また、2 (2) ③の所管法令の執行に関する課題に対しては、

- ① J A S 法とその他関係法令との連携体制の強化を図る
- ② J A S 法をはじめとする各法律の執行状況について、消費者にわかりやすい形での情報提供を実施する
- ③専任職員が配属されていない健康食品等の虚偽・誇大表示に対する監視・執行体制の強化を図る

等の取組を行うことにより、執行力のさらなる強化を図ることとする。

(2) 主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
① 食品表示に関する一元的な法律の制定に向けた検討 ② 一定の機能性表示を認める仕組みの研究 ③ 所管法律の執行体制の強化	見直し・改善の方向性	・食品表示に関する一元的な法律の制定に向けた、食品事業者のコスト分析や消費者のニーズ分析 ・評価パネルの設置等による、新たな成分に係る食品の機能性の表示についての可能性の検討 ・執行体制の強化
	予算要求	① 新規要求 ② 新規要求 ③ 体制強化に必要な予算の増額

4 有識者の意見等

平成 22 年 8 月 23 日に消費者庁参与から意見聴取を行い、以下の通り意見があった。

- ・ 研修会の実施や分かりやすい Q & A の作成・配布等を通じて、地方自治体における JAS 等の法執行の強化を図るべきである。(池本誠司参与)
- ・ 食品表示に関する一元的な法体系の検討に当たっては、個別課題への対応のプライオリティをつけることにより、問題を総合的に整理し、計画的に進めて欲しい。(品川尚志参与)

(参考) 達成目標の設定の考え方

達成目標	設定の考え方
・ 食品表示制度の普及・啓発のためのパンフレット作成	食品表示制度の普及・定着を図っていくことが重要であることから、目標として設定した。
・ 食品表示に係る一元的な相談対応	消費者庁の設置により、食品表示に関する関連法令に基づく食品表示に関する問い合わせに対しては、消費者庁が一元的に対応できることとなったことから、目標として設定した。
・ 所管法律の厳正な執行	表示違反に対して厳正に執行を行うことにより食品表示の適正化が図られるため、目標として設定した。